

目立つ若者・SNSで誘われ・コロナで正当化

その費用だが、さまざま
なサイトを見ていくと、弁
護士が自首に同行した場
合、二十万～五十万円程度
を示しているものが多い。
そんな金を払えるのだろう
か。前出の上原さんは「相
談だけで依頼に至らない人
が六割ほど。子の不正に気
付いた親の依頼なら、親か
ら報酬を受ける」と語る。
自首支援に冷めた目を向
ける人もいる。「合理的な
報酬額なら問題ない。た
だ、自首を支援するとして
あまりに高額を求めるのは
疑問だ」。こう語る小林正
和弁護士は一、二日の付き
添いをしただけで弁護士が
百万円の報酬を請求した例
を耳にしたという。小林さ
んは「そこまで行くと、ぼ

「つたくり」と指摘する。
そもそも百万円の公金を
だまし取ると、どれほど
罪になるのだろうか。

量刑の相場観を説明する。
では自首すると、それが
どう変わるのか。ちなみに
自首とは、捜査当局が容疑
者と特定していない段階で
自ら出頭すること。「怪し
い」とにらまれてからで
は、もう遅い。

予もあり得る。返せなくて
も執行猶予の付いた懲役十
月から一年ぐらいの刑で済
むのではないか」

止受給に誘われた時に、それが社会に歯向かう行為だと気付くことができず、「もう死のなつ…」と軽く考えてしまったところ。

西村さんは「若者には、カルチャー・ショックを与えてくれる『異質の他者』と出会い、社会に目を広げる機会が必要」と語る。

高い報酬には疑問も

持続化給付金の不正受給は詐欺罪に該当する可能性が高い。最高で懲役十年の重い罪。もちろん、だまし取った金額やだました相手が何人かなどで、実際の刑は変わる。だが、同じ額でも出所が公金ならより刑は重くなるということだ。

若狭さんは「詐取額が百万円の場合、三十代以上なら懲役三年ぐらいのところ。若年なら一年六月から二年。執行猶予ひとつくじ

弁護士などが付き添つて自首し、不正申請の書類など証拠を持参し、本人が取り調べで容疑を認める。そうすれば効果は絶大だと若狭さんは語る。若者なりにつそう扱いはよくなる。

「逃げたり、証拠を隠したりする恐れがないと判断されれば、逮捕されずに在宅での調べで済む可能性がある。お金を返せば起訴猶

東土所長は、まだ社会に出ていない若者が不正に手を染めた根底に、「／＼身近な「世間」の中で生き、おかしいことにノーと言えない人間関係が絡んでいると分析する。「世間」という、狭い同質・同調集団の中では、物の見方が主観的になる。広い社会で客観的に自分の立ち位置を考える視野が持てない」。だから、不

能性、返金なら

う。SNSを介していくれば、足がつきにくい「こういう固込みも根強い」とみる。されば、コロナ禍を翻訳に、罪悪感を中和する考も働いたと見る。「自ムードで楽しい」ことがでず、バイトも減った。政の対応がまずいからだとう心理だ。自分は被害者から補償として金を受けつてもいい、と自己正当化やすかったのでは、そして今、「自首」が

「という認識はあつただろ
う。SNSを介していれば
足がつきにくく、という思い
込みも根強い」とみる。
さらに、「コロナ禍を言い
訳に、罪悪感を中和する思
考も働いたと見る。「自虐
ムードで楽しいことができ
ず、バイトも減った。政府
の対応がましいからだとい
う心理だ。自分は被害者だ
から補償として金を受け取
つてもいい、と自己正当化
しやすかつたのでは」
そして今、「自首」が相
次いでいる。不正受給を悔
いているのだろうか。小宮
さんは「逃げるのと名乗り
出ると、どちらがダメージ
が小さいか損得勘定した
のだろう。犯罪勧誘と同じ
ように、「自首すれば罪が
軽くなる」なんて情報が、
SNSで広がっているのか
もしれない」と厳しい見方

「でもいい」と自ら正当化しやすかつたのでは、
そして今、「自首」が相
次いでいる。不正受給を悔
いているのだろうか。小宮
さんは「逃げるのと名乗り
出ると、どちらがダメー
ンが小さいか損得勘定した
のだろう。犯罪勧誘と同じ
ように、「自首すれば罪が
軽くなる」なんて情報が
SNSで広がっているのか
かもしれない」と厳しい見方
をする。